化学物質等のリスクアセスメント等の実施に関する自主点検表

**※自主点検の結果、実施できていない事項については、改善に取り組んでください。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業場名 |  | | |
| 電話番号 |  | 担当者名 |  |
| 事業場の業種 |  | 整理番号 |  |
| 事業場の所轄  労働基準監督署 |  | （案内文又は封筒の宛名シールの  　整理番号を記載してください） | |

⇒自主点検

は終了です

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **１　製造又は取り扱う化学物質** | | | |
| ①　化学物質を製造又は取り扱っていますか。 | | はい | いいえ |
| ※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う場合は該当しません。例えば、一般に市販されている洗剤を使用して事務所の清掃を行う場合等は「取扱い」に該当しませんが、清掃業者が業務として業務用の特殊な専用洗剤を使用して清掃するような場合は該当することとなります。  参考：一般消費者の生活の用に供される製品とは？（一般消費者の生活の用を参照（Ｑ６-１～４）  URL:<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html> | | | |
| ②　リスクアセスメント対象物を製造していますか。（化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも製造に該当します） | | はい | いいえ |
| C:\Users\iwatasn\AppData\Local\Microsoft\Windows\INetCache\Content.MSO\B6A99835.tmp※リスクアセスメント対象物とは、労働安全衛生法第57条の３でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質を言います。  　リスクアセスメント対象物に該当するかどうかは、以下の厚生労働省「職場のあんぜんサイト」にて対象物を参照してください。  職場のあんぜんサイト：化学物質：表示・通知対象物質  URL:<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html> | | | |
| ③　リスクアセスメント対象物を取り扱っていますか。（化学物質等を含む製品を業務で使用する等（製造時の使用も含む。）洗浄、払拭用に使用する場合も含まれます。） | はい | | いいえ  （④へ） |
| ア 製造又は取り扱うリスクアセスメント対象物の名称を記載してください。  （A　　　　　　　　　　　　製造 ）（B　　　　　　　　　　　　製造 ）  （C　　　　　　　　　　　　製造 ）（D　　　　　　　　　　　　製造 ） | | | |
| ※製造するリスクアセスメント対象物については、製造にチェックを入れてください。  ※※製造又は取り扱うリスクアセスメント対象物の種類が多く、回答欄に収まりきらない場合は、製造するリスクアセスメント対象物から優先的に記載してください。 | | | |
| イ リスクアセスメント対象物を取り扱う場合、その用途は何ですか。  （A 　　　　　　　 　　）（B 　　　　　　　　　　）  （C　 　　　　　　　　　）（D　　　　 　　　　　　） | | | |
| ウ 製造又は取り扱うリスクアセスメント対象物の量は（多い月で）1か月でどのくらいですか。  （A 　　　　　　　 　　）（B 　　　　　　　　　　）  （C　 　　　　　　　　　）（D　　　　 　　　　　　） | | | |
| エ リスクアセスメント対象物はどのくらいの頻度で製造又は取り扱っていますか。  （A 　　　　　　　 　　）（B 　　　　　　　　　　）  （C　 　　　　　　　　　）（D　　　　 　　　　　　）  ※a毎日、b週に数回、c月に数回、d 年に数回、eその他 | | | |
| ④　がん原性物質を製造又は取り扱っていますか。 | | はい | いいえ |
| ※がん原生物質とは、働安全衛生規則第577条の２第３項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分１に該当するもの（例外あり））を言います。 | | | |
| ⑤　濃度基準値設定物質を製造又は取り扱っていますか。 | | はい | いいえ |
| ※濃度基準値設定物質とは、労働安全衛生規則第577条の２第２項の厚生労働大臣が定める物として、物の種類に応じて濃度基準値が定められているものを言います。 | | | |
| ⑥　化学物質等（又は化学物質等を含む製品）を他の事業者に譲渡・提供・販売していますか。 | はい | | いいえ  （２へ） |
| ⑦　譲渡・提供・販売する化学物質等（又は化学物質等を含む製品）にラベル表示を行い、安全データシート（SDS）等を譲渡・提供・販売先に通知していますか。 | はい | | いいえ |
| **２ リスクアセスメント等の実施体制等の整備状況** | | | |
| ①　化学物質管理者を選任し、化学物質等の危険性又は有害性等の調査等の実施に関する技術的事項の管理を行わせていますか。 | | はい | いいえ |
| ②　選任する化学物質管理者に必要な講習を受講させていますか。※製造事業場においては、告示で定める講習修了者から化学物質管理者を選任する必要があります。 | | はい | いいえ |
| 製造なし |
| ③　選任した化学物質管理者の氏名を見やすい箇所に掲示するなどにより、労働者に周知していますか。 | | はい | いいえ |
| **３　保護具着用管理責任者の選任等** | | | |
| ①　リスクアセスメントの結果の措置として保護具を着用させる場合、必要な知識を有する保護具着用管理責任者を選任し、ⅰ適正な保護具の選択、ⅱ保護具の適正な使用、ⅲ保護具の保守管理に関する事項を管理させていますか。 | | はい | いいえ |
| ②　選任した保護具着用管理責任者の氏名を見やすい箇所に掲示するなどにより労働者に周知していますか。 | | はい | いいえ |
| **４　安全衛生委員会におけるリスクアセスメント等の実施等の調査審議状況** | | | |
| ①　衛生委員会（又は安全衛生委員会）の運営規程等に調査審議事項として化学物質等のリスクアセスメント等に関することを規定していますか。 | | はい | いいえ |
| 設置義務なし |
| ②　安全衛生委員会において、リスクアセスメント等の実施状況、結果に基づく措置の実施状況、リスクアセスメント健康診断の実施状況等、今後の予定等について調査審議していますか。 | | はい | いいえ |
| 50人未満 |
| ※　労働者数が50人未満の事業場においては、労働者の意見聴取を行っていますか。 | | はい | いいえ |
| **５　リスクアセスメント等の実施状況** | | | |
| ①　労働者への危険が予測される作業、化学物質等を選定し、作業標準、機械設備等の仕様書、ＳＤＳ等の資料・情報を入手し、危険性又は有害性の特定を行っていますか。 | | はい | いいえ |
| ②　以下に該当する場合に、リスクアセスメントを実施していますか。  　　　ア　リスクアセスメント対象物を原材料等として新たに採用し、又は変更するとき  　　　 イ　リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う業務に係る作業の方法・手順を新規に採用し、又は変更するとき  ウ　リスクアセスメント対象物による危険性・有害性について変化が生じ又は生ずるおそれがあるとき  　　　・過去に提供された安全データシート（以下「SDS」という。）の危険性又は有害性に係る情報が変更されたとき  ・濃度基準値が新たに設定されたとき又は当該値が変更されたとき | | はい | いいえ |
| ③　特定された危険性又は有害性についてリスクの見積りを行っていますか。 | | はい | いいえ |
| ④　濃度基準値設定物質を製造又は取り扱っている場合、リスクアセスメント等において、労働者のばく露濃度を基準値以下であることを確認していますか。 | | はい | いいえ |
| 製造又は取扱なし |
| ※　リスクアセスメント見積もりの過程において、数理モデル等による推計におけるばく露濃度が濃度基準値の１／２を超えている場合、測定により、濃度基準値以下であることを確認していますか。 | | はい | いいえ |
| 対象物質なし |
| ⑤　リスクアセスメントの結果を踏まえ、リスク低減措置の検討を行っていますか。 | | はい | いいえ |
| ※　優先順位の高いリスク低減措置を採用するようにしていますか。  ※優先順位  ⅰよりリスクが低い代替物への変更、  ⅱ工学的措置（密閉化等の設備的対策）、  ⅲ管理的措置（作業手順見直し、作業者への教育等）、ⅳ個人用保護具 | | はい | いいえ |
| ⑥　化学物質等のリスクアセスメント等の結果に基づき実施する健康診断等の要否について、労働者の意見を聴取した上で、判断していますか。 | | はい | いいえ |
| ⑦　濃度基準値設定物質について、濃度基準値を超えたおそれがあった場合に、安衛則第577条の２第４項に基づく健康診断を速やかに実施していますか。 | | はい | いいえ |
| 事例なし |
| ⑧　化学物質等のリスクアセスメント等の結果に基づく措置、労働者のばく露状況、関係労働者の意見聴取状況について記録を作成し、３年保存していますか。 | | はい | いいえ |
| ⑨　ＳＤＳとリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。 | | はい | いいえ |
| ⑩　リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し又は取り扱っている場合、労働者の氏名や作業記録、ばく露状況等を作成し、30年保存していますか。 | | はい | いいえ |
| ⑪　化学物質のうち、努力義務物質に関してもリスクアセスメントを実施していますか。  　※努力義務物質とは、ラベル表示・ＳＤＳ交付義務が無く、他の努力義務となっている物質のことを言います。 | | はい | いいえ |
| 取扱なし |
| **６**　皮膚等障害化学物質を取り扱う場合、不浸透性の保護具を着用させていますか。 | | はい | いいえ |
| 取扱なし |
| **７**　リスクアセスメント対象物を小分けにして保管する際は当該物の名称と人体に及ぼす作用について、容器等に表示する等により、当該物を取り扱う者に明示していますか。 | | はい | いいえ |
| 小分け保管なし |
| **８**　リスクアセスメント対象物を製造し又は取り扱う設備に係る改造、修理、清掃等（当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業に限る）の注文がある場合に、当該注文の請負人に対し、当該リスクアセスメント対象物の有害性等の情報を文書交付等で通知していますか。 | | はい | いいえ |
| 作業の注文なし |
| **９**　労働者の雇入れ時に化学物質の危険有害性に関する事項等を教育していますか。  ご協力ありがとうございました。  山口労働局WEBアンケートフォームから自主点検結果を報告してください。  **https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou35/** **202412\_10\_chemical** | | はい | いいえ |